

決算審査特別委員会 協議事項

〔令和 7.10.17（金）午前 9 時 30 分
於：全員協議会室〕

- 1 分科会報告……
- （1）第 1 分科会
 - （2）第 2 分科会

2 分科会報告に対する質疑

3 締めくくり質疑

4 意見表明

5 採決

第1分科会 指摘事項について

○中山間地域振興について

中山間地域の活性化に向け、市内間交流事業や居住促進事業、生活支援事業などに取り組んできたが、その成果は限定的である。市内間交流事業は一定の来場者数を得たものの、地域資源の魅力発信には十分につながっていない。生活支援事業における新たな仕事づくりも、リモートワークなど新たな仕事様式の研究や検討も行われず、具体的な事業化には至っていない。さらに、コミュニティビジネス起業資金貸付事業では、一定数の相談がある一方、事業化に至った例はなく、伴走支援が不十分であったことを指摘する。

よって、地域住民と同じ目線に立ち、現実在即した仕事創出の研究・検討を含め、魅力の発信や課題解決に取り組み、実効性ある事業化へと確実に結びつけること。

○感震ブレーカー整備費助成事業と屋根の耐風改修事業の補助条件について

本市の感震ブレーカー整備費助成事業及び屋根の耐風改修事業は、いずれも木造住宅耐震補強助成事業と併せて整備または改修を行ったものを対象としている。しかし、国や静岡県制度ではこのような補助条件は設けられておらず、本市の制度は相対的に条件が厳しいものとなっている。その結果、制度の利用が限定され、市民にとっては申請や活用のハードルが高くなり、地震や風水害への備えを十分に進められない恐れがあることを指摘する。

よって、より多くの市民が安心して利用できる制度設計とするため、補助条件を緩和するなど柔軟な運用を図ること。

○公共施設の老朽化対策と施設更新への計画的な投資戦略について

本庁舎などの計画的な修繕は評価できるが、公共施設全体の老朽化と減価償却率（69.9%）の高止まりが依然として課題である。加えて、災害リスクの高まりや今後の維持費・財政負担の増大が市民サービスに影響を及ぼすことが懸念される。

本市においては、これまで財政運営に支障を来すことなく、必要額を減債基金に積み立てることができており、1人当たり市債残高は目標額を上回って削減してきている。また、令和6年度は、前年度に続き実質公債費比率が改善するとともに、プライマリーバランスも黒字で推移している。このように健全財政を維持している現状を踏まえ、大型施設については修繕に加え、建て替えも含めた複数の選択肢を

早期に検討し、戦略的かつ透明性の高いアセットマネジメントを推進すべきであったことを指摘する。

よって、市民の安全・安心に直結する公共施設の老朽化対策と施設更新への計画的投資を優先することにより、更新施設の先送りに伴う将来世代への財政負担を抑えつつ、持続可能な都市経営につながる明確な投資戦略を示すこと。

○地域公共交通検討の体制や検討のステップについて

地域公共交通共創事業は、交通に関する知見やデータを活用し、地域全体をコーディネートできる人材の育成を目的として実施された。しかしながら、シンポジウムや勉強会を段階的に生かすスケジュールが見えず、事業成果の広がりは限定的であった。公共交通の将来を見据えた事業であることから、交通政策課がより積極的に関与すべきであったと指摘する。

よって、地域公共交通に関する庁内連携を一層強化し、地域ごとの課題に即した検討体制を構築すること。

○防災人材の育成と支援について

地域における自助・共助の防災対策では、防災人材の存在が極めて重要であり、その有無によって地域間格差が生じる恐れがある。能登半島地震を受け、災害への危機感が高まっているが、防災訓練はマンネリ化し、訓練内容の効果に課題がある。地域の防災士や災害ボランティアコーディネーターによる活動はあるものの、防災士の数は政令市で最下位にとどまり、人材の育成・活用・連携が進んでいないことを指摘する。

よって、防災士をはじめとする防災人材の育成に向け、積極的に支援を行うこと。

○海外交流事業に係る人材及び予算確保について

令和6年度の海外交流事業は一定の成果を上げているものの、関係職員の増員は数年間行われておらず、他の政令市と比べても極めて少ない深刻な状況にある。一方で、海外派遣回数は前年度の約2倍、事務量も約3倍に増加している。都市間競争が激化する中、現状のままでは本市の国際的プレゼンス向上に大きな支障を来しかねないため、早急に課題を整理し改善策を講じるべきであったことを指摘する。

よって、本市の国際的プレゼンス向上のため、海外交流事業に係る適正な人材と予算を確保すること。

第2分科会 指摘事項について

○保健所の新設整備計画の策定について

浜松市保健所は老朽化が顕著であり、近年修繕費が増加傾向にある。修繕中に与える利用者の不利益があること、南側の土地が土砂災害警戒区域であること等、建物の老朽化による影響や危険性は大きく、令和6年度中に建て替えについて検討すべきであったことを指摘する。

よって、保健所の新設整備計画を早急に策定し、市民に新しい保健所の展望を明らかにすること。

○動物愛護管理法に基づく適切な動物愛護事業の推進体制について

近年、問題となっている多頭飼育崩壊の現場では、ボランティア団体や個人が、多数の子猫を含む猫の引き取りをして、飼育し譲渡につなげている。本来は、動物愛護教育センターに持ち込まれた子猫だけではなく、こうした現場から同センターが子猫を引き取るべきである。本来の動物愛護教育センターの役割が果たされておらず、事業体制に課題があったことを指摘する。

よって、動物愛護管理法に基づき、動物愛護教育センター業務について、民間委託も含め、推進体制の見直しを検討すること。

○学校給食室の空調・安全環境整備及び管理体制について

令和6年度の、給食室の環境において、空調が整備されていない等により、国が定める学校給食衛生管理基準を満たしていない学校が101校、空調未整備の配膳室は386室であった。

給食調理員の労働環境整備及び子どもたちの食の安全管理に関して、空調機器の設置等による適正な温度管理の対応を検討・整備すべきであったこと、また校長などによる管理体制の確立をすべきであったことを指摘する。

よって、学校給食衛生管理基準及び改正労働安全衛生規則に則った、給食室の空調・安全環境整備及び管理体制を早急に行うこと。

○スクールソーシャルワーカーの処遇改善について

スクールソーシャルワーカー(SSW)は会計年度任用職員のため、フルタイム勤務職員に比べて報酬面での労働条件が劣る。また、勤続年数が2年以内のSSWが半数を占めていたことから、SSWとしての経験や知見が蓄積されない懸念があることを指摘する。

よって、SSWの人材確保のため、フルタイム勤務化や処遇改善を検討すること。

○ヤングケアラーの早期支援体制づくりについて

課題を抱える児童・生徒の支援にあたっては、関係機関による個別ケース検討会議を開催し、地域全体での支援を検討しているとは言いつつ、令和5年度に1人であったヘルパー派遣の利用が、令和6年度には3人に増加したとはいえ、まだまだ、潜在的な需要に対し、十分な件数にはない。ヤングケアラーの早期支援には、学校や地域住民、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー(SSW)など、日常的に子供と関わる立場の人々の気づきの視点を、支援に繋げるための体制づくりが十分ではなかったことを指摘する。

よって、潜在的な需要を掘り起こすための普及啓発に努め、当事者がより相談しやすい体制の確立及び関係機関が一層連携できる体制の強化を図ること。

○中心市街地のグランドデザイン等の提示について

本市は政令指定都市にふさわしい都心の形成を目指し、民間投資が誘発される都心づくりや民間活力を活用した賑わいの創出を目指している。大学の移転や若者の参画、文化活動の推進などソフト施策には重点を置いているが、都市基盤の再整備や公共施設の再配置、民間投資の促進などの具体像や優先順位、実施時期が不透明であり、特に核拠点整備が示されておらず、実効性の低下が懸念され、機動的なまちづくりが進んでいないことを指摘する。

よって、現在、中心市街地活性化基本計画の策定を進めているが、ハード整備の位置付けや計画、都市戦略を明確にするとともに、将来像を市民と共有し、グランドデザインやゾーニングを提示すること。